

御注意  
務受付印平成 年月日  
税務署長殿

所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 税務署処理欄	連結申告	一連番号		
納税地	連結親法人整理番号					連結グループ整理番号			
(フリガナ)	期末現在の出資金の額					連結事業年度(至)	年月日		
連結親法人名	経理責任者自署押印					売上金額	兆十億百万		
(フリガナ)	代表者自署押印					申告年月日	年月日		
代表者住所	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帳簿等に係る書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書				通信日付印	確認印	府指定	局指定

平成 □□年□□月□□日 連結事業年度分の法人税  
平成 □□年□□月□□日 課税事業年度分の地方法人税

申告書

申告書

翌年以降送付要否	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	適用額明細書提出の有無	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
税理士法第30条の書面提出有	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

## この申告書による法人税額の計算

連絡所得金額又は 連絡欠損金額 (別表四の二「55の①」)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	所得税の額 (別表六の二(一)「6の③」)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外 国 税 額 (別表六の二(二)「12」)	13		
法人税額の特別控除額 (別表六の二(三)「27」+別表六の二(四)「16」 +別表六の二(五)「12」+別表六の二(六)「21」 +別表六の二(八)「31」+別表六の二(九)「52」) +別表六の二(十)「42」+別表六の二(十一)「42」+別表六の二(十二)「38」+別表六の二(十三)「27」+別表六の二(十四)「25」+別表六の二(十五)「27」+別表六の二(十六)「17」 +別表六の二(十七)「37」+別表六の二(十八)「18」+別表六の二(十九)「22」+別表六の二(二十)「11」+別表六の二(二十一)「19」)	3	計 (12)+(13)	14			
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15		
連絡納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除しなかった金額 (14)-(15)	16		
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17	0	
同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7	0 0	同 (別表三(二)「28」)	18	0	
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	同 (別表三(三)「23」)	19	0 0	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 控除税額 ((8)-(9))と(14)のうち少ない金額)	9		所得税額等の還付金額 (16)	20		
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	連結欠損金の繰戻しによる還付請求額 (20)+(21)	21		
			計 (20)+(21)	22		
			この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額 (51)	23		
			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求額 (55)	24	0 0	
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)	25		
			翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5の合計」)	26		

## この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	十億 百万 千 円
所得地方法人税額 (50)	28	0 0 0	この申告前の課税標準法人税額 (58)	33	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六の二(二)「45」)	29		この申告により納付すべき地方法人税額 (61)	34	0 0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額 差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	30	0 0	還する金融機関等 口座番号	35	銀行 金庫・組合 農協・漁協 ゆうちょ銀行の 貯金記号番号
	31	0 0	※ 税務署処理欄	36	本店・支店 出張所 本所・支所 預金 郵便局名等

①総収入金額のうちに物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗で行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

④申告による還付金額が年1,000億円以上